



第 3 章

全体構想



第3章 全体構想

3-1. まちづくりの基本理念と将来像

(1) 宮若の持つ個性や魅力

宮田町と若宮町が合併して一つになった宮若市。新しく生まれた本市は以下のような個性や魅力を持っています。

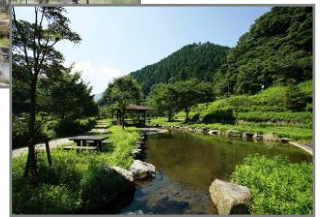
① 山、田園、清流の織り成す美しい自然

本市の西部から南部にかけては太宰府県立自然公園にも指定された三郡山系が連なり、その溪谷を犬鳴川、八木山川及びその支流が流れ、各々の河川にそって田園地帯が形成されています。

市街地内外を問わず、市内随所でこの豊かな自然を身近に感じることが出来るまちです。



▲犬鳴川河川公園の桜並木



▲美しい自然

② ^{いにしえ}古から育まれた歴史・文化と新たな文化の息吹

霊験寺や天照宮をはじめとした寺社仏閣や竹原古墳、木造如来形坐像といった文化財など、古からの歴史・文化を感じられる資源が多く残っています。

また、宮若市文化連盟が設立されるとともに劇団宮若レインボーカンパニーなどの新しい文化活動も芽生え、併せて文化活動の場として施設整備などが行われています。



▲竹原古墳

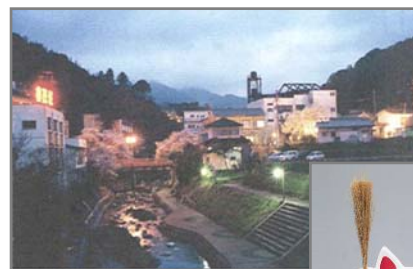


▲霊験寺

③ 多くの観光資源と自然の恵みを生かした農産品

犬鳴峠のふもとにある脇田温泉は、奈良時代からの歴史がある温泉郷で、近隣都市から訪れる人を中心に若い人からお年寄りまで広く親しまれています。また、民話にちなんで商品化された追い出し猫は、縁起物としてお土産などに人気があります。

ドリームホープ若宮や四季菜館では、自然の恵みを生かした四季折々の新鮮な野菜や果物、加工品などの特産物を多く提供しています。



▲脇田温泉



▲追い出し猫

④ 広域交通の利便性、中核都市への近接性

政令市である福岡市と北九州市の間に位置し、九州自動車道若宮インターチェンジを利用して大都市へ容易に行き来が出来ます。近年、スマートインターチェンジの整備にも着手しており、更なる利便性向上が見込まれます。

また、飯塚市、直方市、宗像市に隣接しており、恵まれた立地条件を有しています。



▲スマートインターチェンジ（整備中）

⑤ 活力ある企業の立地

炭鉱閉山後の産業構造転換に際し、旧宮田町の積極的な企業誘致により、トヨタ自動車九州をはじめとした自動車製造関連企業、IC産業などの工場立地がなされ、本市の基幹産業の一翼を担っています。



▲トヨタ自動車九州

(2) まちづくりの基本理念と将来像

合併前の宮田町、若宮町は、明治初期までは両町とも犬鳴川及び八木山川とその支流に開けた水田と周囲の山林を資源として形成された農村でした。その後、宮田町においては、明治17年に石炭採掘が開始されて以来、明治、大正、昭和のほぼ1世紀にわたり大規模なエネルギー供給地として発展してきました。しかしながら、昭和30年代からはじまったエネルギー革命の影響により炭鉱が閉山し、多くの炭鉱都市で産業の空洞化が進むなかで、自動車産業やIC産業などの企業立地の実現により、基幹産業の転換に成功しています。

また、若宮町は、炭鉱開発はなされず、農業を基幹産業とする純農村地域として現在に至っています。

この両町が平成18年に合併し、現在の宮若市を形成しています。

石炭産業からの転換により企業立地が進み、多くの雇用が生まれるなかで、福岡市、北九州市のベッドタウンとして早くから魅力ある住宅都市づくりを進めていた宗像市への定住が進み、本市の人口は減少傾向にあります。また鉄道の廃止により交通結節点^{*}である駅がなくなり、中心市街地が衰退するとともに、自動車主体の生活による人口の拡散と、これに起因した農地の減少も進んでいるなど、種々の都市問題を抱えている状況にあります。

21世紀に入り、本格的な少子・高齢社会が到来し、国際競争の激化やITの進歩、地球環境問題の深刻化など、都市を取り巻く大きな変化のなかで、これまでの「もの」の豊かさから、「こころ」の豊かさの重視が国民・市民の意識に定着してきています。

特に、豊かな自然、歴史・文化などを求めるといったゆとりと潤いの都市空間形成に対するニーズの増加や、まちづくり活動に対する市民の参画、様々なライフスタイル^{*}に合わせた住宅などへの対応が求められていると言えます。

このような社会情勢の変化を踏まえ、平成20年3月に策定された「第1次宮若市総合計画」においては、「市民・企業・行政」が協働しながら、地域の魅力ある「資源」を生かし、まちに活力を与える商工業、食環境の創出の土台となる農業、多くの人々がふれあえる観光が共存するバランスのとれた「都市」をめざすものとし、“ひと・みどり・産業が輝く 新たなふるさとー市民・企業・行政が協働で創る自立都市を目指してー”を将来像として定めています。

そこで、この将来像を勘案しつつ、「宮田町都市計画マスタープラン」における将来像や市民ボランティア会議で提言された“地域ごとの将来像”も踏まえて、20年後の本市の姿やあり方を示す将来像を

「様々なきずなを育み 創造し続ける 生活文化故郷^{とし}」

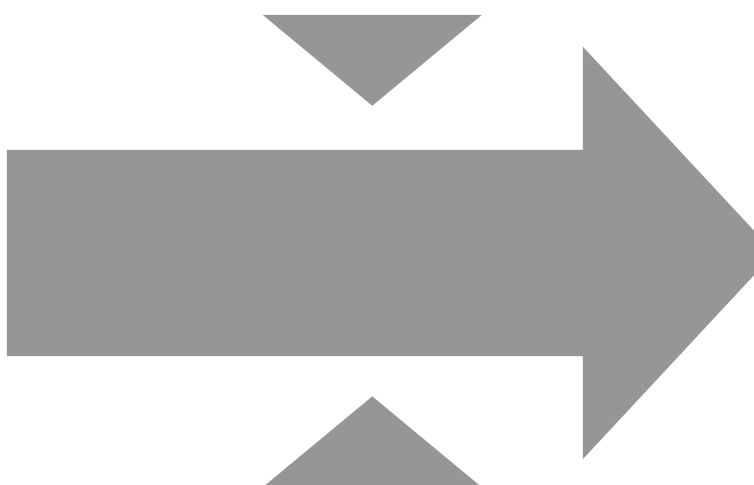
と定め、まちづくりの基本理念を次頁のように示します。

まちづくりの基本理念と将来像

宮田町都市計画マスタープランにおける将来像	
将来像	自然と共生するまちづくり (エコロジカルなまちづくり)
理念	① 都市環境の創造 ② 宮田文化の創造 ③ 情報発信による交流・連携 ④ 産業の発展 ⑤ 住民意識の向上 ⑥ まちづくりの枠組み

市民ボランティアからの提言	
地域別将来像	
宮田南	住みやすいまちから 住みたいまちへ
宮田北	六ヶ岳と先人に学ぶまち
宮田東	安全で安心な まちづくり
宮田	若さキラメキ 宮小地域！
笠松	定住できる豊かな住環境と利便性の高い工業地の共存・共栄
若宮	もやいのまち 若宮
山口	きて、みて、住んでみらんね 山口に
若宮西	未来へ残そう 西山・雲海の里
吉川・若宮南	あたたかい 心の古里 若宮

第1次宮若市総合計画
将来像
ひと・みどり・産業が輝く 新たなふるさと —市民・企業・行政が協働で創る自立都市を目指して—



宮若市における都市計画の課題
(1) 住み続けられる都市の実現
<ul style="list-style-type: none"> ■公共交通サービスの維持 ■中心市街地の活性化 ■農業を支える集落地の活性化 ■住み続けられる住環境の形成 ■雇用者の創出に寄与する産業の振興 ■市民全体や企業に対する高速通信環境の整備
(2) 住みたい都市の実現
<ul style="list-style-type: none"> ■魅力ある住環境の形成 ■多様化する価値観に対応した生活基盤施設の充実
(3) 都市施設の整備推進
<ul style="list-style-type: none"> ■都市計画道路の整備推進 ■市民生活に身近な公園・緑地の確保 ■生活雑排水の適切な処理 ■災害予防と減災対策
(4) 優良農地の保全
(5) 豊かな自然環境の保全
(6) 協働の体制づくり

まちづくりの基本理念
—将来像— 「様々なきずなを育み 創造し続ける 生活文化故郷」
様々なきずなを育み
宮若で暮らす人々、宮若で働く人々、豊かな自然や田園、清らかな水、時と共に刻まれた歴史、これらに育まれた文化などは、宮若を形成する貴重な地域資源であり宝です。 これら地域の宝がさらに輝いていくためには、それぞれが更に交わりあいながら、新たな色を生み出していく必要があります。 まずはお隣どうし、そして地域内、合併した市民相互、さらには市外の方々と宮若について語り合しましょう。また、山へ出かけ、美味しい水を飲み、歴史資源やお祭りに触れて見ましょう。これら様々なきずな(交流・連携)を育み、郷土への愛着があふれ、市民、事業者、行政の垣根を超えるような協働と、共生による都市づくりを目指していきます。
創造し続ける
旧宮田町は明治中頃より始まった石炭採掘により、ほぼ1世紀にわたり大規模なエネルギー資源供給地として発展しました。その後のエネルギー革命の中で多くの採炭地が閉山し、衰退の一途を辿るなか、宮若市は自動車産業やIC産業などの企業立地により基幹産業の転換を行い、再生を果たした数少ない都市です。 今後、都市間競争がますます厳しくなると予想されるなか、この教訓を生かしつつ、環境にも配慮した上での更なる企業立地を進めると共に、もう一つの基幹産業である農業においても様々な取り組みを進めるなど、個性を伸ばす都市づくりを展開していきます。また、積極的に情報発信を行うことにより、人口の定着や観光など多様な産業の創出を進めていきます。
生活文化
価値観の多様化する時代のなかで“住んでみたい！”と思える都市を創るために、市民相互のきずなを通じながら、まず身近な生活環境の向上を進めていきます。 また、きずなにより向上した市民意識の高まりを文化活動に結びつけながら、新しく魅力的な文化を創造し、積極的に情報発信していきます。
と 郷
宮若の豊かな自然、美しい農村、歴史・文化、そのすべてが織り成す景色は宮若市民のみならず、かつて宮若で働いた人々、新たに宮若で働き出す人々すべての貴重な財産です。宮若に暮らす人、訪れる人、すべての人の故郷として共感できるような豊かで安らぎのあるまちづくりを進めていきます。

3-2. 将来人口の設定

本市の人口は、自動車関連産業をはじめとした新たな企業立地が進んでいるものの人口定着があまり進んでおらず、近年の人口を基に推計すると将来的に減少していく可能性が示唆されます。

本計画の上位計画であり先に策定された第1次宮若市総合計画（平成20年3月）においては、自動車関連企業の更なる集積や総合的な居住環境整備などにより、人口の定着化を進めることにより、平成29年の目標人口を32,000人と定めています。

しかしながら、第1次宮若市総合計画策定後に発生した世界的不況などにより、製造業を基幹産業の一つとする本市においては社会経済面で大きな影響が生じています。

このような状況のもと、本計画の目標人口については、平成21年の人口（30,608人）を目標年次である平成42年まで維持することとし、人口定着に寄与する各種施策の展開を図ることとします。

（単位：人）

	平成17年	平成21年
宮若市の人口（実績値）	30,630	30,608

資料：平成17年実績値は国勢調査（平成17年10月1日現在）
平成21年実績値は人口移動調査（平成21年10月1日現在）

— 参考 —

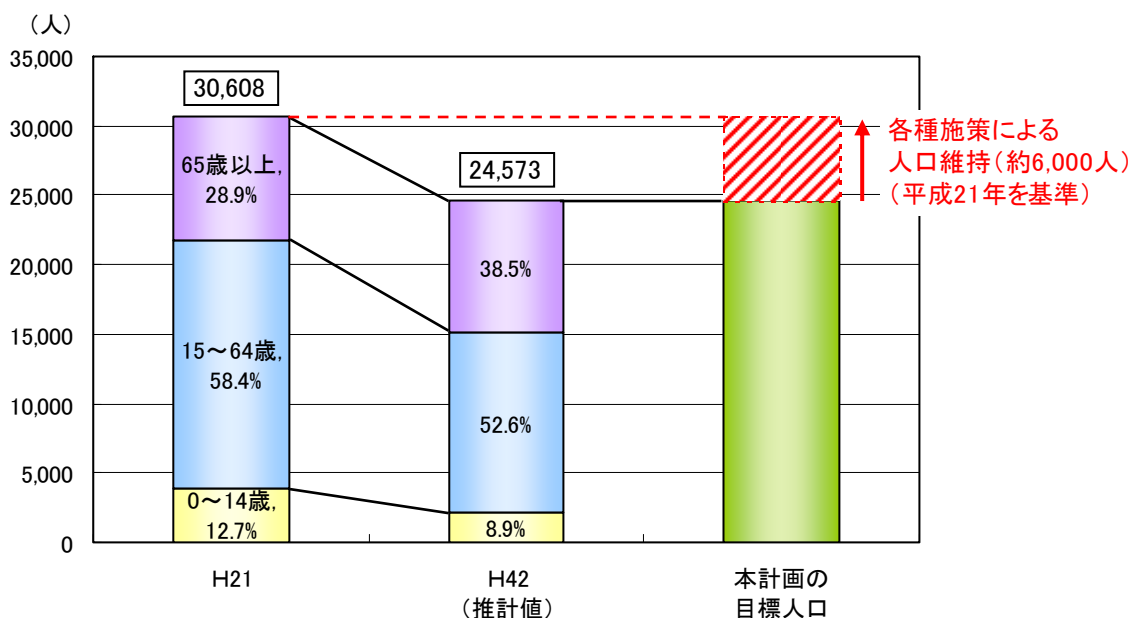


図 年齢構成の推移（予測）

資料：平成21年実績値は人口移動調査（平成21年10月1日現在）
平成42年数値「国立社会保障・人口問題研究所」HPより

3-3. 将来都市構造

(1) 都市整備の基本的考え方

豊かな自然環境を有し、炭鉱の閉山に伴う産業構造転換に成功した本市ですが、平成17年の用途地域指定まで土地利用に関わる規制誘導が行われておらず、市街地の拡散に伴い田園環境の減少や中心市街地の空洞化が進んでいます。また、公共交通も脆弱であるなど、都市としての魅力を失いつつあります。

環境と共生し、多様な世代が快適で魅力ある生活を営める都市形成を目指し、まちづくりの基本理念をもとに、“都市整備の基本的考え方”を以下のように設定します。

都市整備の基本的考え方

豊かな自然環境と快適な生活環境が調和したまとまりのある市街地(集落)の形成

中心部や周辺部で拠点的功能を持つ集落地において、まとまりのある市街地形成を行うことにより、宮若の個性である豊かな自然環境と共生しつつ、効率的で効果的な都市環境整備を進めていきます。

- 宮田地区中心部については、本市の中心拠点のみではなく、広域的な構造上の拠点の一つとして位置付け、公共施設などの都市の核となる施設集積を進めるとともに、商業機能の活性化、高齢者が暮らしやすい環境づくりなどを行い、まとまりがあり魅力的で暮らしやすい拠点形成を進めます。
- 若宮地区中心部については、本市の副次的な拠点として、日常的な買い物、文化、福祉機能などの充実を行いながら、まちの活気の再生を進めていきます。
- その他の既成市街地においては、各種法制度の活用により市街地の拡散を抑制しつつ、通学路を中心とした安全に通行できる環境整備、水害時の浸水対策などを進めながら、安心して暮らせる環境づくりを進めていきます。
- 周辺部の拠点集落地においては、集落地内で不足する生活サービス機能の導入や安全な歩行空間形成などにより生活環境を改善することにより魅力を高めていきます。これにより、集落地外における住宅の立地需要を集落地内へと誘導し、地域コミュニティの継続を図りつつ、また農地と宅地が適切な距離を保つことによる効率的な営農環境の増進を図ります。

交流・連携を育む軸の形成

人・もの・情報の広域的、中心部と周辺部、周辺部相互のきずな（交流・連携）を促す連携軸を形成します。

- 北部九州圏における広域的な産業拠点の一つでもあり、スマートインターチェンジの整備や主要な県道をはじめとした広域産業循環道路(勝野長井鶴線)などの交流・連携軸の形成を行うことにより、ものや多様な人々、情報の交流が行われる拠点形成を進めていきます。
- 中心部と周辺部、周辺部相互の交流・連携を促す連携軸を形成することにより、市全体として暮らしやすく活気にあふれる都市形成を進めます。
- 歴史や文化資源、豊かな自然などの地域資源の連携軸を形成することにより、本市の魅力の情報発信、観光の振興を図ります。

市街地と共生する水と緑の環境軸の形成

宮若の財産である自然、田園、水つながりを重視しながら、市街地と共生する水と緑の環境軸の形成を図ります。

- 本市の財産である自然、田園、水つながりを改めて見つめなおすことにより、自然環境や田園環境を保全し、市街地及び集落地と共生する都市づくりを進めていきます。

(2) 宮若市の将来都市構造

本市は犬鳴川及び八木山川とその支流の開けた各平地部において市街地や集落地が形成され、川や道路により市街地や集落が繋がらう都市構造となっています。また、2町合併により新市域が形成された経緯から、公共施設などが集まる2つの中心部を有しています。

これらを踏まえ、旧町の中心部を都市の中心的な拠点とし、都市機能の集積を図りつつ、市街地の無秩序な拡散を抑制するとともに、主要集落や工業地などと有機的に連携する都市構造を目指します。

中心的な拠点については、公共公益施設が集積する宮田地区を中心拠点とし、若宮地区を副次的機能を有する地区拠点として位置付けます。

また市街地周辺に位置し、主要な機能が集積する既存集落地を集落拠点と位置付けます。

さらに基幹産業再生のため誘致した各工業団地を工業拠点、若宮インターチェンジ、ドリームホープ若宮を交流拠点と位置付けるとともに、自然交流拠点、スポーツ・レジャー拠点も位置付けます。

これら各拠点を道路や河川などの軸で結ぶことにより、交流を育む都市構造を実現していきます。











●中心拠点・地区拠点と周辺の集落拠点による市街地圏域の形成

中心拠点・地区拠点の市街地圏域に加え、周辺部の主要集落を中心とした各市街地圏域を位置付け、各軸により相互の連携性を確保しながら、まとまりのある市街地圏域の形成を図ります。

●各市街地圏域間での交流連携軸の形成

中心拠点と地区拠点、中心拠点及び地区拠点から各集落拠点を有機的に結ぶ交通軸を形成することにより、各拠点間の交流連携を図ります。

▼ 将来都市構造図の凡例

	方向性	凡例	機能
ゾーン形成	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法をはじめとして景観法や各種法制度の柔軟な運用により市街地、集落、田園、自然地の枠組みを明確化し、共生・調和型のまちづくりに努めます。 市街地周辺部における遊休地については、新たな企業誘致の種地などとしてその活用方策を検討していきます。 	市街地ゾーン 	・一定のまとまりのある市街地の区域であり、用途地域等の指定の対象と考えられる区域
		工業ゾーン 	・工業地として産業育成を図る区域
		田園環境ゾーン 	・水田や畑など豊かな田園環境の維持・保全を基本に、これらと共生・調和する田園集落としてゆとりある環境整備を図る区域
		自然環境保全ゾーン 	・太宰府県立自然公園を中心として豊かな生態系を育む自然環境がある区域
軸形成	<ul style="list-style-type: none"> 九州自動車道および主要地方道福岡直方線（同バイパス）などを広域幹線軸として位置づけます。 広域幹線軸を補完する軸として幹線軸を位置づけます。 	広域幹線軸 	・各拠点間や市外との交流を育む交通軸
		幹線軸 	
		地域交流軸 	
		自然軸 	・市街地を囲む山林等により形成される軸
		河川軸 	・犬鳴川 ・八木山川 ・山口川 ・犬鳴ダム ・カ丸ダム など
拠点形成	<ul style="list-style-type: none"> 市役所（本庁舎）周辺を中心拠点と位置づけ、生涯学習施設や総合福祉施設など多様で高度な都市機能の集積を図るとともに超高齢社会にも対応した環境づくりを進めます。 若宮コミュニティセンター周辺を地区拠点として位置づけ、日常生活に必要な各種サービスの集積を進めます。 集落拠点においては、必要な生活サービス機能の立地促進を図るとともに、安全な住環境整備を進めます。 	中心拠点 	・多様で高度な都市機能（行政・福祉・文化等） ・都心居住機能（高齢者にも優しい） ・商業機能 など
		地区拠点 	・住民サービス機能、コミュニティ拠点機能、福祉機能、文化機能 ・居住機能 ・近隣商業機能 など
		集落拠点 	・生活サービス機能 ・居住機能 など
		工業拠点 	・主要な工業団地
		交流拠点 	・ドリームホープ若宮 ・若宮インターチェンジ周辺
		自然交流拠点 	・犬鳴ダム、カ丸ダム ・いこいの里”千石” ・犬鳴川河川公園
		スポーツ・レジャー拠点 	・脇田温泉 ・毛勝総合公園、西鞍の丘総合運動公園 ・2000年公園 など

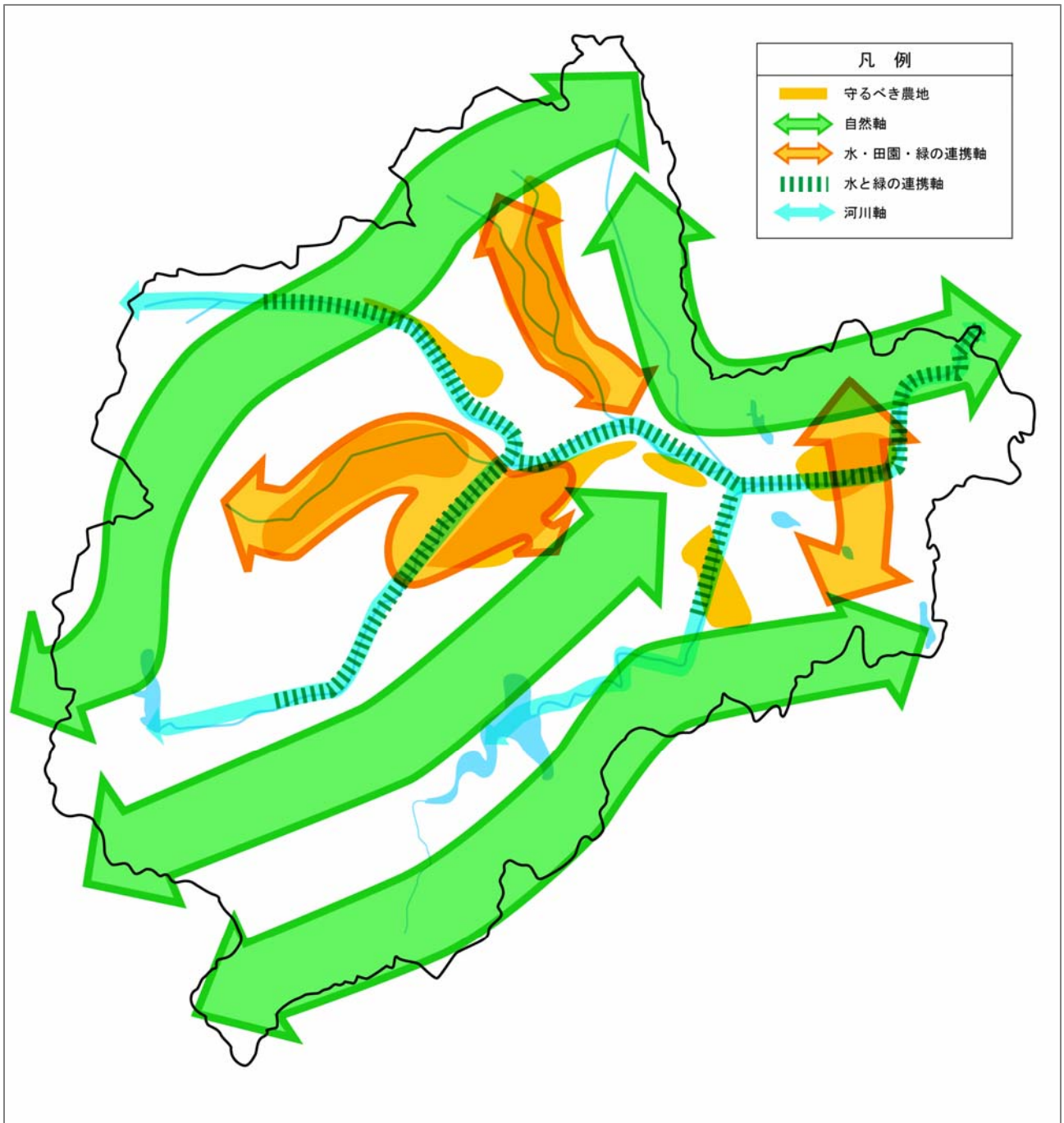


図 将来都市構造（水と緑の環境軸）

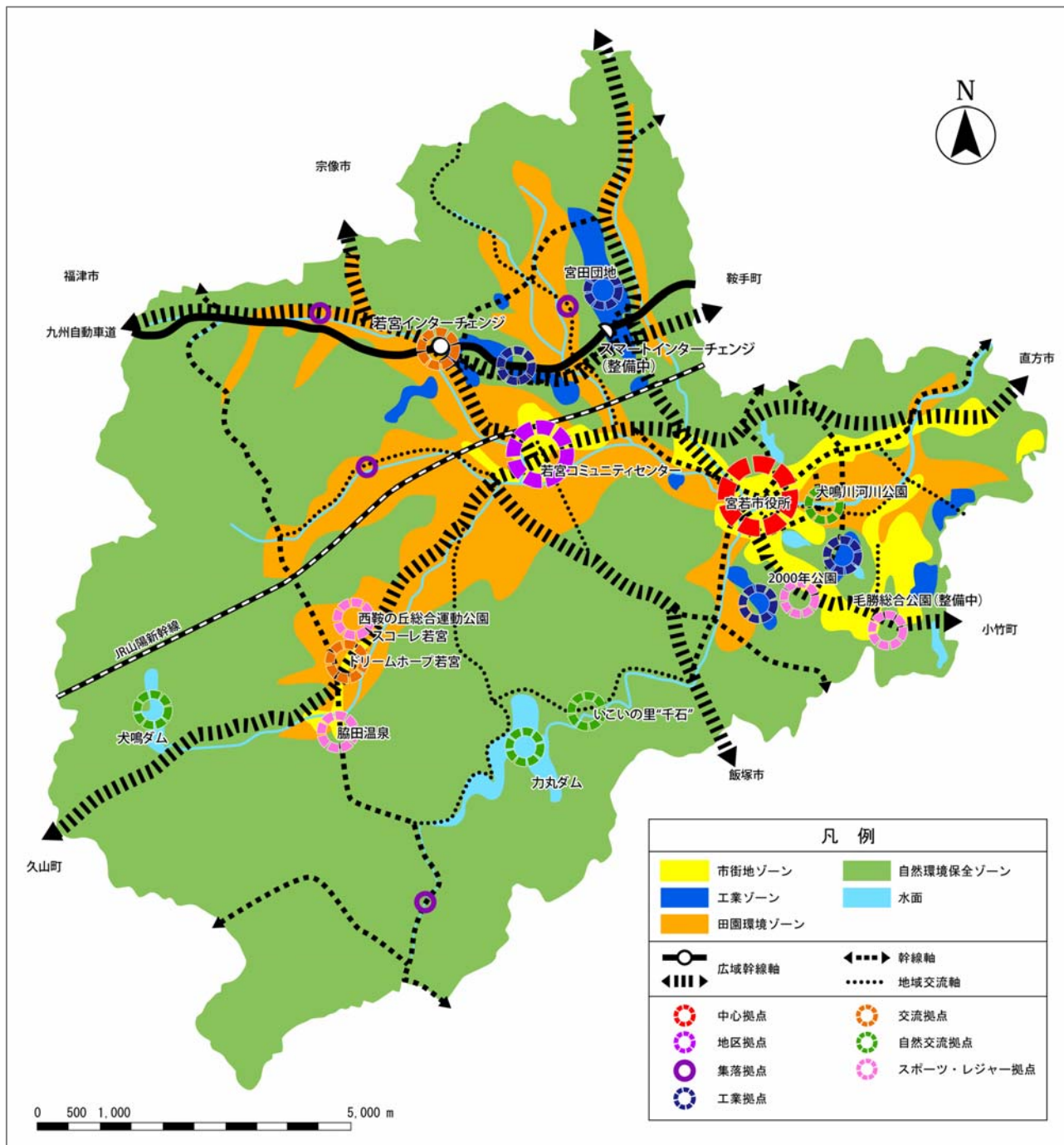
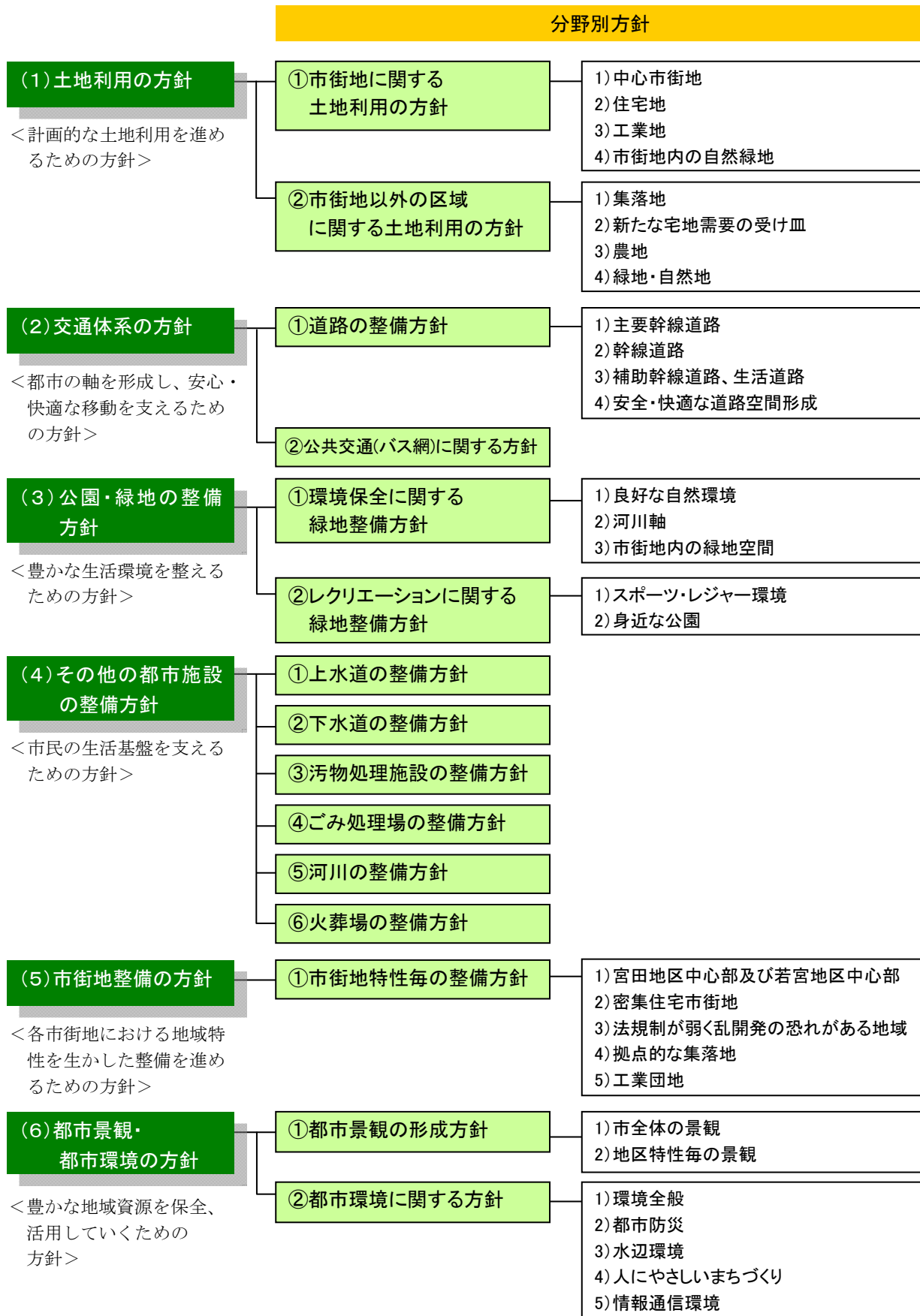


図 将来都市構造

3-4. 分野別の方針

分野別方針については、以下に示す体系別に方針を掲げています。



(1) 土地利用の方針

現在の土地利用状況は、市役所本庁及び若宮コミュニティセンターを中心とした既成市街地と宮田団地に代表される工業団地、既存集落と農地により構成される田園地、さらにそれらを取り囲む自然地に大別されます。

法的規制状況を見ると、宮田地区においては地区全体が都市計画区域に指定されるとともに、若宮地区においては保安林、国有林などを除く区域において準都市計画区域が指定されています。

宮田地区内の既成市街地周辺及び宮田団地周辺には用途地域（420ha、市域面積の約3%）が指定されています。用途地域の内訳をみると、住居系用途地域が約61%、商業系用途地域が約7%、工業系用途地域が約32%となっています。

また、用途地域が指定されていない区域の大半は、都市計画区域または準都市計画区域のほか、農業振興地域や保安林、自然公園地域に指定されていますが、宮田地区の用途地域周辺においては、都市計画区域以外の法適用がなされていない白地地域が多く存在し、周辺環境と調和しない開発などがなされる恐れがあります。

今後も、大きな枠組みとしての市街地や田園地、自然環境といった都市を構成する各要素の調和を基本としながら、現在の法的枠組みを維持しつつ、市街地や周辺の集落拠点においてはまとまりがあり暮らしやすい市街地形成を図るとともに、美しい田園地や自然環境を積極的に保全・活用することにより、計画的な土地利用形成を進めていきます。

また若宮地区においては、平成20年の準都市計画区域指定を踏まえ、都市計画法に基づく土地利用の規制・誘導施策の適用を進めます。

① 市街地に関する土地利用の方針

1) 中心市街地

○中心拠点である宮田地区の市役所本庁周辺の商業地については、商業・業務施設、公共施設と住宅が調和した複合的な土地利用を促進し、生涯学習拠点施設などの都市機能強化と連動しながら、多様な世代が交流する賑やかで魅力ある市街地形成を進めます。

○地区拠点である若宮地区の若宮コミュニティセンター周辺の商業地においては、都市計画区域への編入と用途地域指定を検討し、一定規模以上の集客施設の立地規制を行いつつ、商業施設、公共施設と住宅が調和した魅力ある市街地形成を進めます。

○本格的な高齢社会に備え、各種都市機能が集積し利便性の高いこれらの市街地内においては、高齢者をはじめとして誰もが暮らしやすい環境づくりを進めます。

2) 住宅地

- 宮田地区本城における主要地方道 福岡直方線の沿道部においては、中心部の商業・業務機能とのバランスや周辺住宅地との調和に配慮しながら、一定規模以上の集客施設の立地を抑制しつつ、沿道サービス型の施設立地を進めます。
- 宮田地区南東部の磯光、鶴田、上大隅に位置する低層住宅市街地内については、市街地環境を保全しつつ、下水道や身近な公園などの生活基盤施設の充実により魅力を高め、良好な住環境の形成を推進します。なお、市街地の周辺部など農地と隣接する箇所については、宅地の拡大を抑制するなど農地との調和を図ります。
- その他の住宅市街地のうち、密集した住宅地については、建築基準法による建詰まりの解消を誘導しつつ、生活道路、下水道、身近な公園などの生活基盤施設の整備を推進し住環境の改善に努めます。また、低層系住宅市街地と同様に、市街地の周辺部など農地と隣接する箇所については、宅地の拡大を抑制するなど農地との調和を図ります。
- 若宮インターチェンジ周辺においては、近年工場のほか集合住宅やビジネスホテルの立地が行われ、土地利用の混在が進行しつつあることから、周辺の優良農地や住宅と調和した土地利用を促進するため、特定用途制限地域*などの適用を検討します。

3) 工業地

- 宮田団地をはじめとする工業拠点については、継続して周辺の集落環境との調和を図ります。
- 平成 20 年に造成された磯光工業団地については、新たに工業系用途地域の指定などを検討し、工業系の土地利用に適した施設誘導と周辺の市街地との調和を進めていきます。

4) 市街地内の自然緑地

- 市街地内の社寺林などの地域に密着した緑地については、環境共生の観点から、積極的に保存することにより、潤いと憩いのある生活空間形成を図ります。

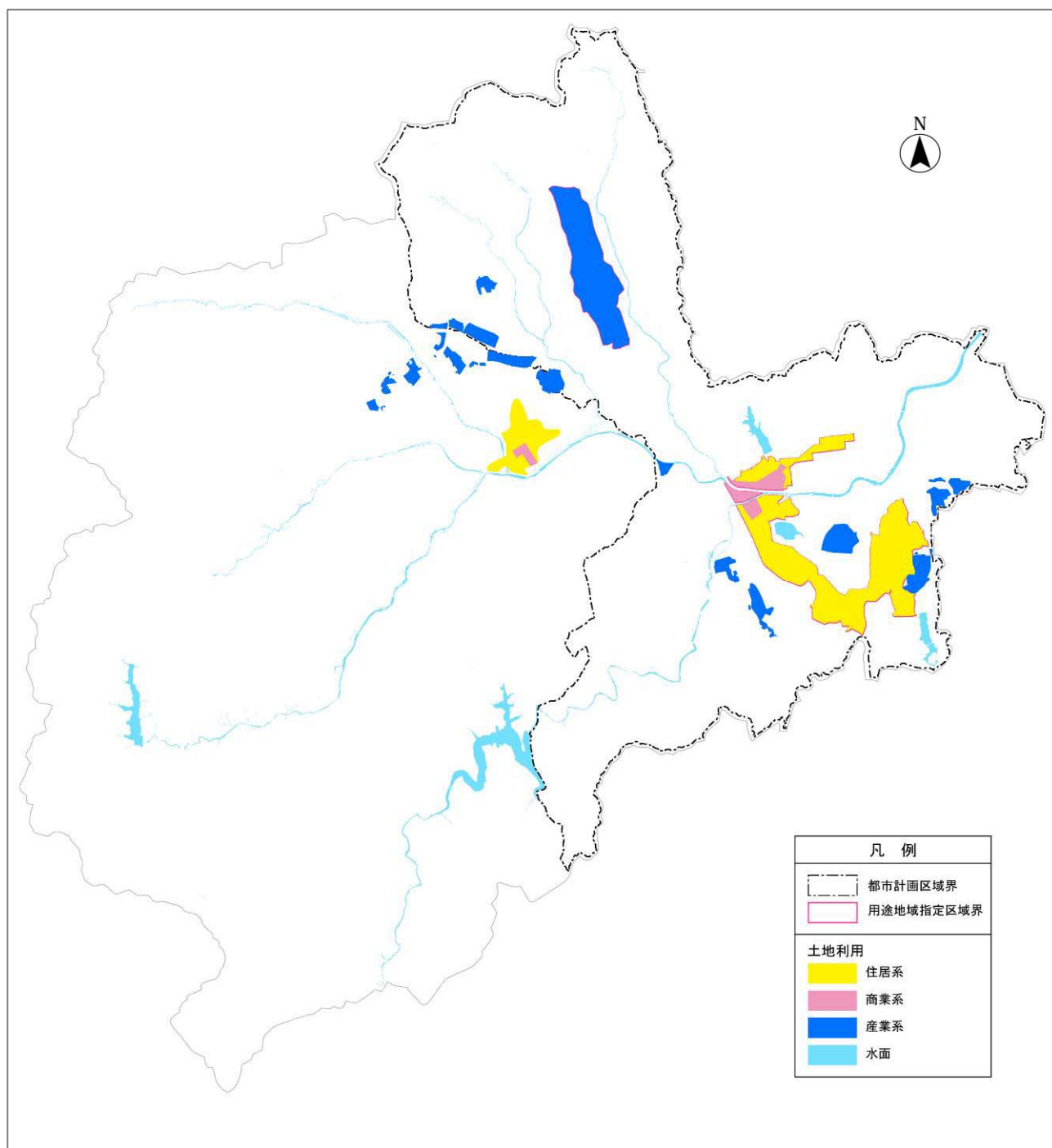


図 市街地に関する土地利用方針

② 市街地以外の区域に関する土地利用の方針

市街地以外の区域においては、今後も、田園環境を生かした良好な集落環境づくりや緑豊かな自然環境の保全を進めていきます。

1) 集落地

○市街地以外の地域で、一定のまとまりを持った既存集落地においては、生活道路の改善や日用品販売店の定着などを進めることにより、生活空間としての利便性向上を図り、豊かで活力ある集落拠点の形成を図ります。

○交流拠点であるドリームホープ若宮周辺については、ドリームホープ若宮（農事組合法人）と夢工房の一体的管理を調査検討するとともに農業観光振興センター（道の駅（仮称））計画の推進により、交流拠点にふさわしい土地利用を促進していきます。

2) 新たな宅地需要の受け皿

○産業誘致に伴う郊外部での戸建宅地需要については、宮田地区の用途地域周辺で都市計画区域以外の法適用がなされていない白地地域への用途地域指定や地区計画適用による計画的誘導、市有地の活用などにより受け皿確保を進めます。

○スローライフなど、豊かな自然環境や新たな暮らしを求める市外からの転入需要については、市有地の活用による一定規模の受け皿確保や、既存集落周辺の農業振興地域の農用地区域外へ誘導することにより、まとまりのある集落形成を進めていきます。

3) 農地

○農業振興地域の農用地区域やその他農地については、農業生産の場として、また本市を象徴する田園景観資源や緑地空間として保全していきます。

○農業振興地域内の農用地については、農地や農業用水などを守ってきた「地域のまとまり」を活性化させるため、農業者と地域住民との協働による活動組織づくりを進め、農地・水・環境を保全していきます。

4) 緑地・自然地

○市街地、田園地を取り囲む自然環境は、生態系の保全や水源かん養^{*}、宮若らしい景観保全の観点から、積極的に保全していきます。

○林業不振により放置された荒廃森林については、その実態を把握しながら、その解消に向けた森林整備を進めていきます。

○市内を流れる河川や堤・溜池、その周辺の緑地については、身近な親水・緑地空間としての保全を図るとともに、有効活用策や協働による維持管理についても取り組んでいきます。

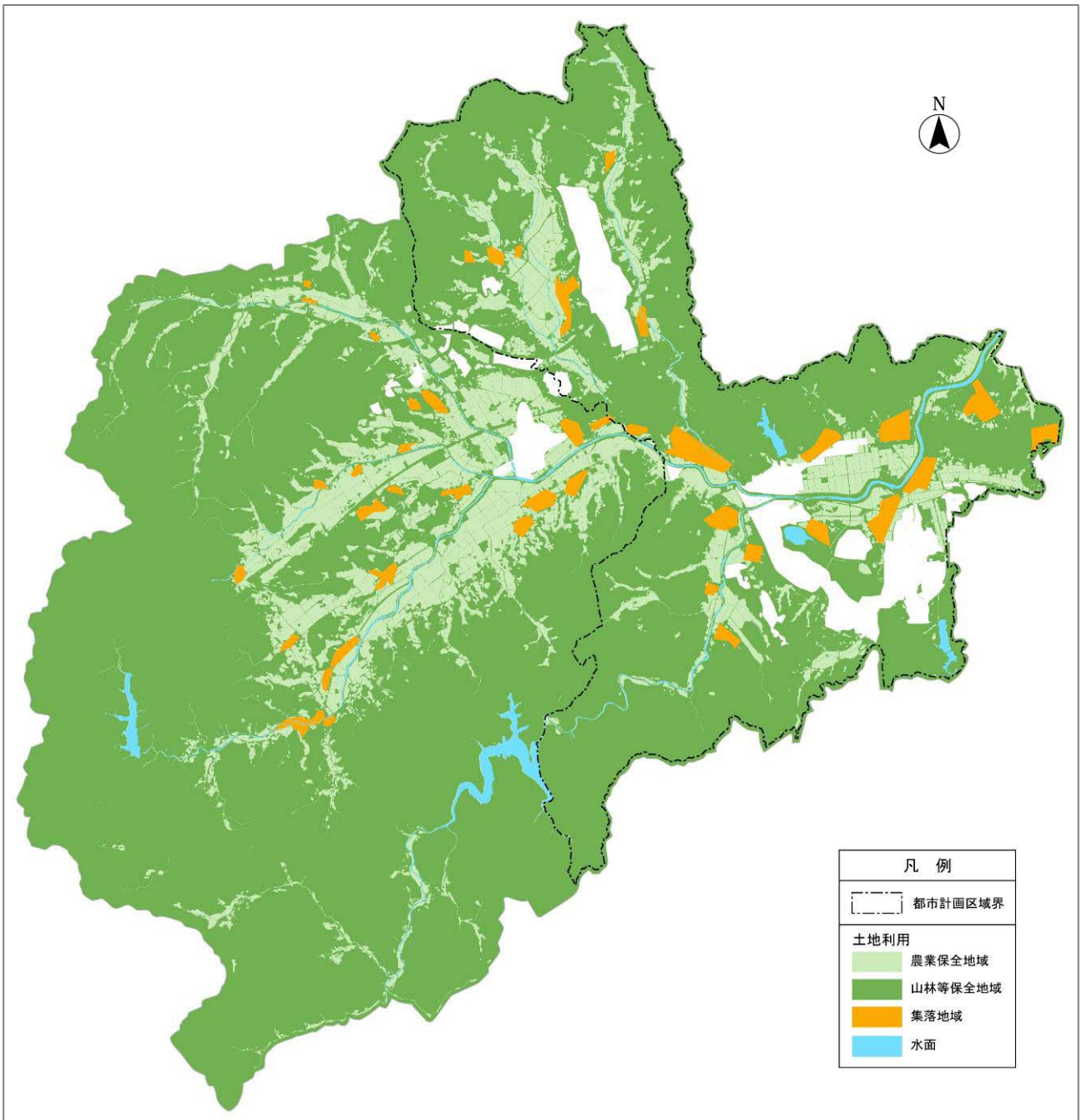


図 農地・山林などに関する土地利用方針

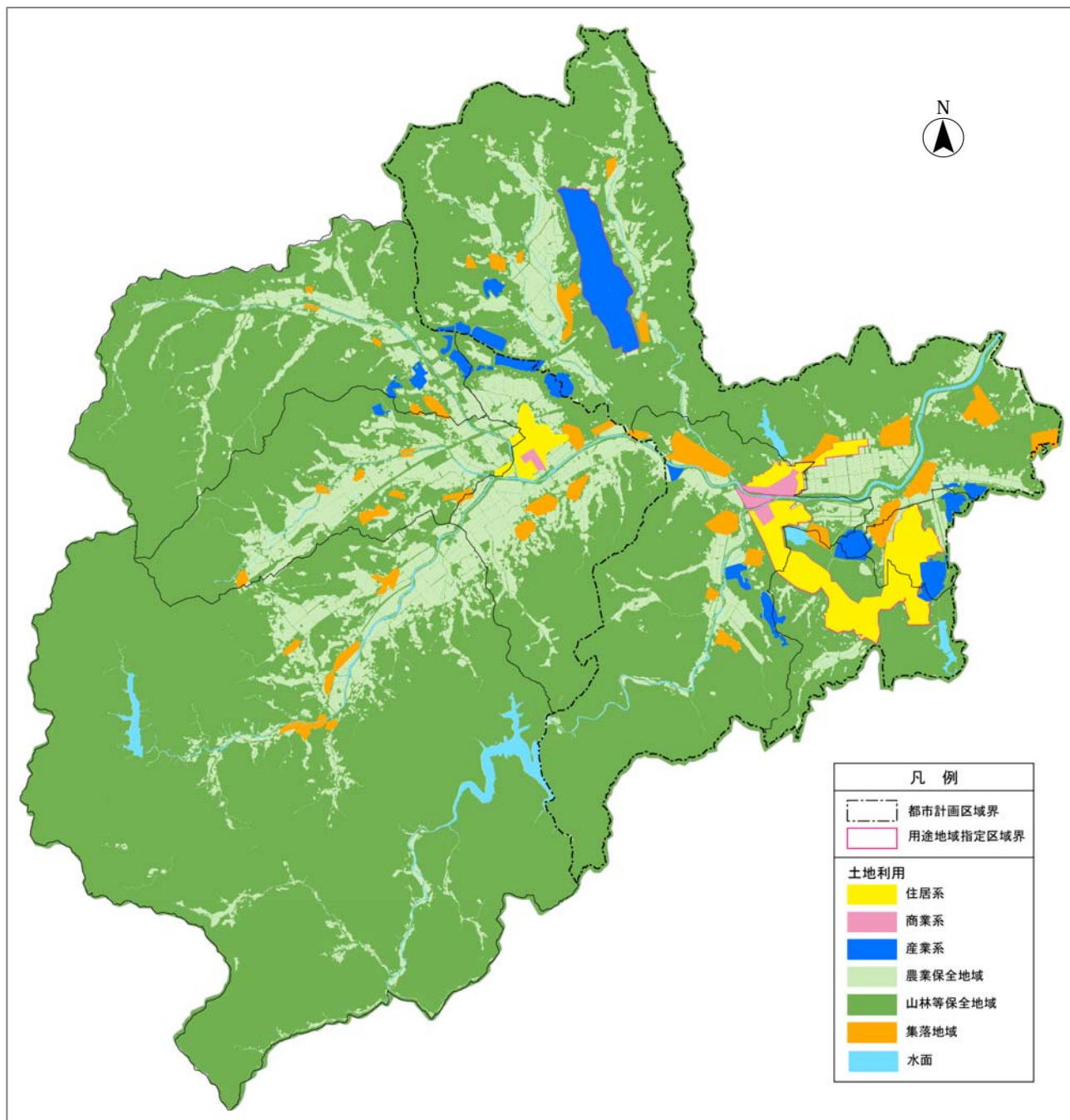


図 土地利用方針

(2) 交通体系の方針

市内には、東西方向に主要地方道 福岡直方線、南北方向に主要地方道 飯塚福岡線、岡垣宮田線が配置され、本市の骨格的な道路網を構成しています。また、若宮地区北部に九州自動車道若宮インターチェンジが位置するとともに、宮田団地周辺部に近接して新たにスマートインターチェンジの整備も平成 21 年より着手されており、広域的な高速自動車道路網に連絡しています。

工業団地に関連した通勤交通や大型車の交通需要は増加傾向にあり、局所的な交通渋滞や大型車による事故などが発生しており、都市の安全、快適かつ円滑な道路空間形成を図るため、幹線道路などの整備により、体系的に調和のとれた道路網の整備を進めていきます。

都市計画道路は、現在事業中である勝野長井鶴線の整備を推進するとともに、その他の未整備路線について、社会情勢に応じた必要性の検証を適宜行いながら、整備推進を図ります。

また、道路整備に際しては、今後の高齢社会に対応したまちづくりを進めるため、バリアフリー*やユニバーサルデザインに配慮した道路空間形成を進めていきます。

本市の主要な公共交通機関であるバス路線については、高齢者などの重要な移動手段であることから、地域交通のあり方について、十分な協議・検討を行い、生活交通手段の確保に努めます。

① 道路の整備方針

1) 主要幹線道路

- 広域的な交通処理を担う路線である主要幹線道路として、主要地方道 福岡直方線、飯塚福岡線、岡垣宮田線、室木下有木若宮線ならびに都市計画道路 勝野長井鶴線を位置づけ、福岡県をはじめ関係機関と協議を進めながら車道や歩道の拡幅、バリアフリー化などの機能強化を計画的に促進します。
- 主要地方道 福岡直方線については、若宮コミュニティセンター整備と連動した、若宮地区中心部での自転車歩行者道の早期整備を促進します。
- 筑豊地域と宗像地域を結ぶ主要地方道 飯塚福岡線については、バイパス整備や歩道の設置を促進します。
- 筑豊地域と北九州地域を結ぶ主要地方道 岡垣宮田線については、バイパス整備や歩道の設置を促進します。
- 主要地方道 室木下有木若宮線については、工業拠点である宮田団地や交流拠点の若宮インターチェンジ、スマートインターチェンジ(整備中)へのアクセス道路として、4車線化ならびにバイパス整備を促進します。
- 過疎代行事業*により事業が進められている都市計画道路 勝野長井鶴線については、広域産業循環道路の一部を担うことから、早期供用に向け、その整備促進を図ります。

2) 幹線道路

- 都市の主要な骨格をなす道路として、都市に流出入する交通の処理や、住宅地、工業地、商業・業務地などを相互に連絡する幹線道路を適切に配置し、幹線道路網の形成を図ります。
- 都市計画道路の羅漢龍徳線（主要地方道 福岡直方線）は沿道サービス施設*も多く立地し、歩行者や自転車交通が多いことから、歩道設置がなされていない区間における自転車歩行者道の設置を推進します。また、宮田地区南東部市街地や小竹町から宮田地区中心部へ連絡する勝野長井鶴線の整備を推進するとともに、主要幹線道路と中心市街地を結ぶ桐野本城線の未整備区間の整備を連動して推進します。

3) 補助幹線道路、生活道路

- 地域生活に密着した補助幹線道路、生活道路については、生活利便性向上に向けた整備を推進します。
- 補助幹線道路については、拠点となる集落間の交流・連携を促すとともに、通学路としての位置づけを持つ路線も多いことから、地域の実情に応じ、信号機の設置促進による交差点部での事故の抑制や、歩道整備による歩行者の安全性の向上を促進します。
- 生活道路については、狭隘な道路が多いことから、道路改良や側溝蓋の敷設などを進めるとともに、防犯灯の増設などを促進し、歩行者の安全確保に努めます。

4) 安全・快適な道路空間形成

- 河川沿いの遊歩道や公園緑地などのネットワーク化を国や県と協調しながら進め、有機的連携を図ります。
- 交通量が多い主要幹線道路や幹線道路で、特に通学路となる区間においては、歩道や信号機、横断歩道の整備を進め、歩行者・自転車の安全確保を図ります。
- 生活道路のうち狭隘な区間については、道路改良や側溝蓋の敷設、住宅建設時におけるセットバック*などによる幅員確保に努めます。

② 公共交通（バス網）に関する方針

- 道路網の整備と自家用車の普及により、公共交通機関の利用者は減少し、その結果として採算性の悪化による民間バス路線の撤退が進み、現在は貸切バス事業者やタクシー事業者への委託による廃止代替運行により、路線が維持されています。本市におけるバス交通は高齢者をはじめとした交通弱者にとって重要な移動手段であり、環境負荷の軽減にもつながることから、利用促進を図るとともに、地域交通のあり方について十分な協議・検討を行い、生活交通手段の確保に努めます。

- 地域公共交通会議※を開催しながら、需要に応じた運行車両や運行形態の変更、沿線利用者の軽微な改善要望への柔軟な対応、運行路線間の結節機能強化に向けた取り組みを進めていきます。

- 鉄道が運行していない本市においては、高速バスが市外へ移動する主要な公共交通手段となることから、関係機関と協議しながら、高速バス停へのアクセス向上にも努めていきます。また、周辺市町の鉄道駅へ連絡する路線についても、維持・拡充に努めます。

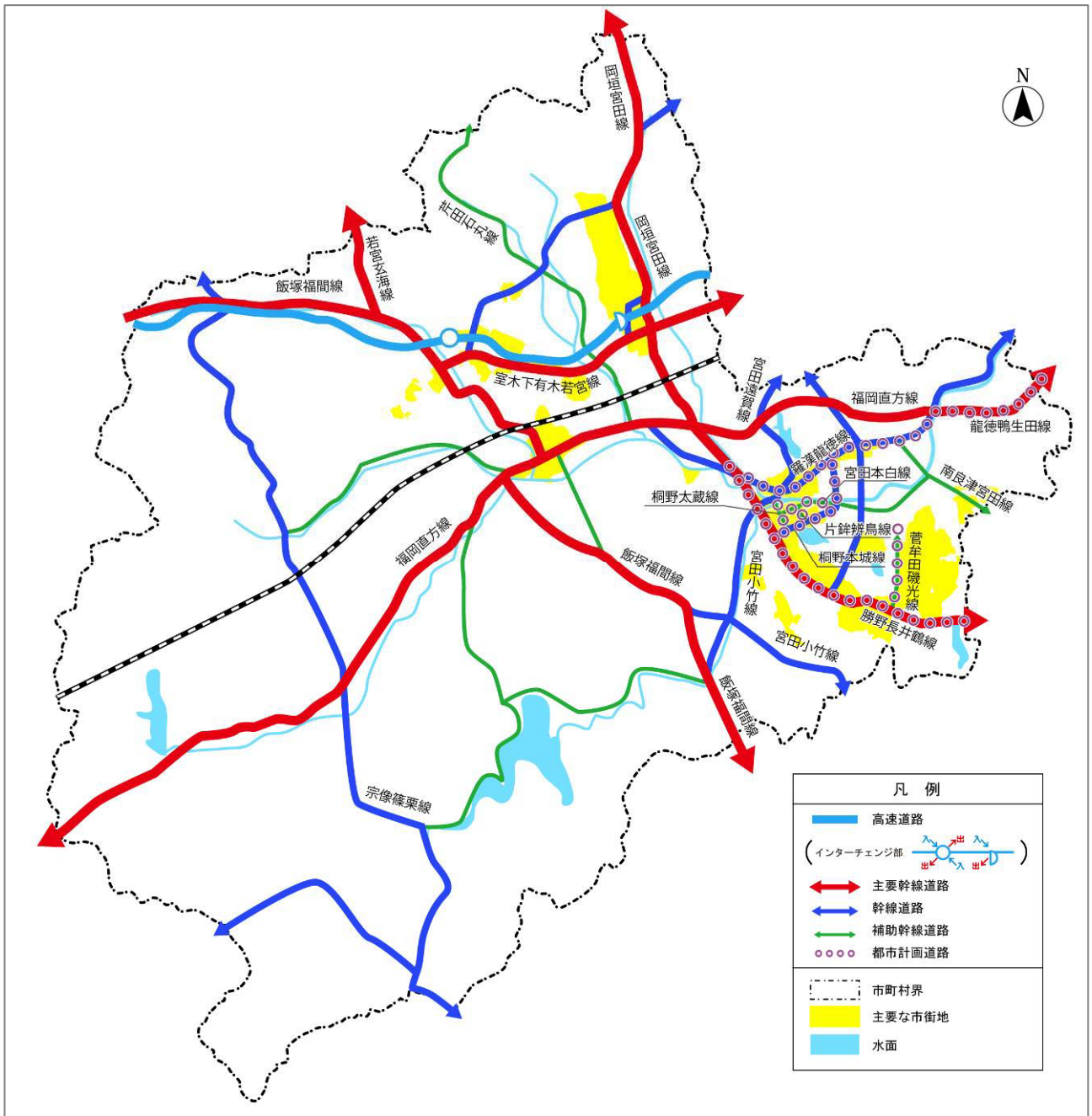


図 道路の整備方針

(3) 公園・緑地の整備方針

本市は太宰府県立自然公園区域をはじめとして、豊かな自然環境に恵まれるとともに、平野部には豊かな田園地や、遠賀川の支流である犬鳴川や八木山川のせせらぎを有しています。

このような風光明媚な自然環境を生かし、森林や水系を生かした水と緑のネットワークの形成を図ることにより、憩いの場、自然とのふれあい空間、観光資源としての活用を進めていきます。

また、市民のスポーツ・レクリエーションや憩いの場である公園については、定住促進に向けた魅力ある住環境形成においても重要であり、災害時の避難場所などの多目的な活用も含め計画的な整備を進めます。

① 環境保全に関する緑地整備方針

1) 良好な自然環境

○市街地や田園地を取り囲む緑地は、まとまった豊かな自然環境を有する空間であり、動植物の生息域であるとともに、南西部の森林は太宰府県立自然公園の一部に指定されており、自然軸として今後も保全を図ります。

○農地についても、本市を象徴し豊かな実りを育む緑地として保全を図ります。また、市内に点在する溜池や堤については、水質改善と生態系に配慮した保全を図ります。

2) 河川軸

○農業を支え、市民に潤いを与える犬鳴川、八木山川などの主要河川については、国や県と協調しながら周辺緑地との一体的な整備や保全、親水化、周辺公園との連携、遊歩道の整備を促進します。また、協働による維持管理の仕組みづくりを進め、市民の自然に対する愛着の育成を図ります。

○犬鳴川沿いの保健センターパレットより右岸下流に位置する黒丸川合流部においては、遊歩道などの整備やさくらの植樹を行うことにより、さくら堤を復元するとともに、地域との協働による維持管理を進めていきます。

3) 市街地内の緑地空間

○緑豊かで魅力的な市街地空間の形成を図るため、市街地内や拠点集落内の良好な既存緑地を保全するとともに、市木であるさくらの植樹など地区の特性に応じた身近な緑の創出を行っていきます。また、社寺林や屋敷林などの地域に密着した良好な緑地については、必要に応じて、保存樹木の指定を行うなど法制度の適用による積極的な保全も検討します。

○河川軸と自然軸の連携を図るため、主要な道路においては、市民と協働しながら緑化及び管理を行っていきます。

② レクリエーションに関する緑地整備方針

1) スポーツ・レジャー環境

○自然との親しみが深い、いこいの里“千石”や犬鳴川河川公園、犬鳴ダム、力丸ダムの自然交流拠点、貸し農園を有している 2000 年公園、西鞍の丘総合運動公園、脇田温泉などのスポーツ・レジャー拠点では、既存施設におけるレクリエーション機能の維持・充実や活用を図るとともに、積極的な情報発信により利用促進を図ります。

○平成 21 年に都市公園として都市計画決定された毛勝総合公園は、公認規格を有する野球場や多目的グラウンド、テニスコートなどについて、段階的に整備を推進します。

2) 身近な公園

○子育てや地域のコミュニケーション形成、防災などに必要な施設として、市民が利用しやすく生活に密着した身近な公園の活用方法を検討し、利用促進を図ります。

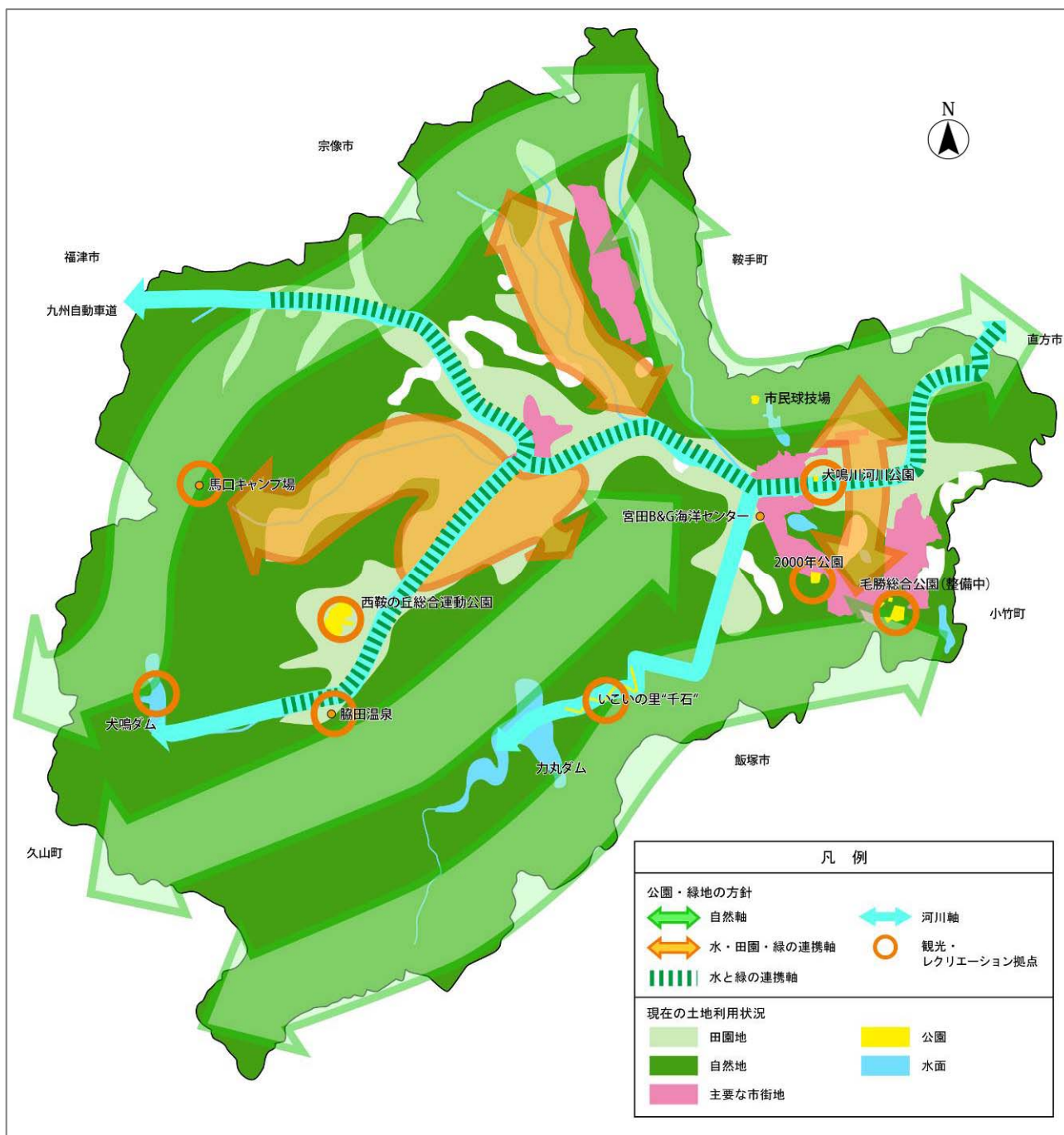


図 公園・緑地の整備方針

(4) その他の都市施設の整備方針

上水道及び下水道は、市民が快適に、かつ健康で文化的な生活を営むための基盤であり、特に下水道の整備は、河川などへの汚水の流入による公共用水域の汚濁防止という大きな役割を担っており、基幹的な都市施設であることから計画的な整備を推進します。

汚物処理施設やごみ処理場などの供給・処理施設や火葬場については、適切な維持管理を行うとともに、河川については、快適で潤いのある生活環境上の重要資源として、河川区域全域での環境改善に努めます。

なお、厳しい財政状況下において都市施設の健全な供用を維持していくため、計画的で適切な維持管理による長寿命化を図ります。

① 上水道の整備方針

○市民の安全で安定した飲料水を確保し、宮田地区における上水道事業と若宮地区における簡易水道事業^{*}の検討を行い、水道事業の効率化と健全化を図ります。また、給水地区においては、積極的に水道の安全性を啓発し、加入促進に努めます。

○水源・水質の保全、確保に努めるとともに、良質な水を安定的に供給するため、水道施設の整備充実を図ります。

② 下水道の整備方針

○宮田地区においては、宮若市、直方市、小竹町の2市1町を処理区域とする遠賀川中流域下水道、若宮地区においては特定環境保全公共下水道により整備を進めており、平成23年2月現在、龍徳、本城、鶴田地区のみ供用しています。近年の経済情勢の悪化など社会経済情勢が変化するなかで事業の効率化を図るため、合併処理浄化槽^{*}事業などとの役割分担のもと公共下水道事業計画区域の見直しを行い、下水道の整備推進を図るとともに、供用地区における加入者の普及促進に努めます。

○下水道整備の計画区域外地域については、効率的・効果的な整備に努めます。

③ 汚物処理施設の整備方針

○し尿処理については、緑水園で処理されています。公共下水道の整備や合併処理浄化槽の設置により、し尿処理量は大幅に減少していくことが予想されますが、合併処理浄化槽の汚泥処理は将来的にも必要であることから、今後とも適正な処理体制の確保、運用を図ります。

④ ごみ処理場の整備方針

○ごみ処理については、宮若市外二町じん芥処理施設組合（宮若市、鞍手町、小竹町）により、可燃ごみについては本市に設置されたくらしクリーンセンター、不燃ごみについては鞍手町に設置された泉水最終処分場で処理しており、今後ごみの効率的な処理体制の確保、運用を進めます。

⑤ 河川の整備方針

○市民の水環境に対する愛護意識の啓発を行うことにより、各家庭での生活雑排水の浄化を実施するなど、個人レベルでの水質浄化運動へつなげていきます。

○河川清掃への市民ボランティアの積極的な参加を呼びかけることにより、河川美化への関心を高め、意識の向上を図ります。

○犬鳴川、八木山川などの主要河川については、国や県と協議を進めながら、治水のみならず、潤いのある水辺の空間形成に努めます。

⑥ 火葬場の整備方針

○既存火葬場の老朽化に伴い、新たに整備された火葬場については、適切な維持管理を図っていきます。

(5) 市街地整備の方針

計画的な市街地形成の基礎となる用途地域を主たる対象としながら、公共施設の整備改善、災害に強いまちづくりなどを図るとともに、機能的な都市活動を確保するため、計画的な市街地整備が必要とされる地区について基盤整備を進めていきます。

① 市街地特性毎の整備方針

1) 宮田地区中心部及び若宮地区中心部

○“合併による地域コミュニティの活性化”を大目標に掲げる都市再生整備計画^{*}を策定し、中心拠点である宮田地区中心部においては図書館を核とする生涯学習施設や市道、駐車場、サインなどを整備するとともに、地区拠点である若宮地区中心部においても若宮コミュニティセンターや市道、サインを整備することにより目標の達成を目指します。

2) 密集住宅市街地^{*}

○宮田地区に点在している家屋が密集する地域では、住民による自主防災組織^{*}づくりや、住宅用火災警報器設置の啓発に努めます。

3) 法規制が弱く乱開発の恐れがある地域

○宮田地区における都市計画区域以外の法適用がなされていない白地地域は、法規制が弱く乱開発の恐れがあるため、用途地域指定や地区計画適用を検討しつつ、民間開発による住宅団地整備や新しい工業団地など、計画的な有効利用を促進します。

4) 拠点的な集落地

○集落拠点においては、生活環境の改善に努め定住化を促進します。

5) 工業団地

○工業団地については、周辺環境に配慮した計画的な企業誘致を進めるとともに、周辺への環境影響を軽減させるため、緑地帯などの整備を促進します。

(6) 都市景観・都市環境の方針

本市の景観構成の基本的な枠組みである田園地、自然地、河川、市街地・集落地の文化的景観[※]構成を今後とも維持していくとともに、保全のみならず観光資源としての活用方を検討していきます。

また、安全で快適な生活環境の形成に向け、河川や水路の環境回復や、防災対策、人にやさしいまちづくりなどを進めていきます。

① 都市景観の形成方針

1) 市全体の景観

○本市の景観構成の基本的な枠組みである田園地、自然地、河川、市街地・集落地の景観構成を今後とも維持していくために、景観法に基づく施策の適用など、必要に応じて新たな規制誘導手法の導入を検討します。

2) 地区特性毎の景観

○市町村合併に伴い、若宮地区を含めた市内全域において県が定める屋外広告物条例[※]の適用対象となっており、幹線道路沿道部を中心として屋外広告物[※]の規制誘導を図るとともに、道路緑化とあわせ潤いと落ち着きのある景観形成を促進します。

○市街地や集落内の景観資源については、可能な限りその保全に努めます。特に大木や名木については、保存樹木の指定などを行うことにより保全を促進します。

○新たな住宅団地整備に際しては、地区計画や建築協定の適用を促進し、全体的なまちなみ景観の形成を図ります。

○工業団地については、緑地帯を設けるなど、周辺環境との調和に努めます。

○河川については、河川景観の本来の姿である水流の確保や水質の浄化を促進します。

② 都市環境に関する方針

1) 環境全般

○美しい自然環境や暮らしやすい生活環境は、より良い状態として将来の世代へ引き継いでいかねばならないものであり、共生や協働を目指したまちづくりを進めることにより、魅力的な住環境形成と定住化を促進していきます。

2) 都市防災

○山林については、水源かん養機能の向上や自然災害防止のため、放置された荒廃森林などの実態を把握しながら、適切な間伐や保育を進め、森林の保全・整備を図ります。

- 運動場や民間のオープンスペースなどについては所有者の意向を踏まえ、災害時の避難地としての活用を図ります。
- 集中豪雨時における市街地や農地の冠水など、水害の要因解消に向けた整備を推進します。
- 地震災害に対して耐震改修促進計画^{*}を策定し、市民への周知を図るとともに、住宅や建築物の耐震化を促進し、地震時の建物の倒壊などによって発生する人的被害及び経済的被害の軽減を図ります。

3) 水辺環境

- 家庭や事業所からの排水による水質汚濁対策として、公共下水道の整備推進、合併処理浄化槽の普及促進を行っていきます。
- 協働による河川浄化として、各家庭における水質浄化対策の情報提供や啓発、河川管理に対する市民ボランティアとの連携を今後とも進めていきます。

4) 人にやさしいまちづくり

- 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児を連れた人などをはじめ、すべての人が日常生活、社会活動をしていくうえでのバリアとなるものを取り除き、様々な活動に自らの意思で参加でき、生き生きとした地域社会を形成するための支援整備を進めていきます。
- 公共施設や道路などの交通施設のうち、既に完成している施設については、高齢者や障がい者などが安全で安心、快適に移動・利用できるよう、施設の改良（バリアフリー化）を促進します。また、今後新たな施設整備を行う場合には、誰もが快適に利用することを前提としたユニバーサルデザインの考え方に基づいた整備を行っていきます。

5) 情報通信環境

- 高度情報化社会のなかで、地域の活力維持と生活の質的向上、企業誘致の条件向上を図るため、市民や企業への高速通信環境の提供を促進します。
- 市内に残存する携帯電話通信サービス不感地域や地上デジタル放送難視聴地域については、事業者によるアンテナ設置を促進し、その解消に努めます。